

宇和島市
障害者計画
障害福祉計画（第4期）

平成27年3月

愛媛県 宇和島市

宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第4期）策定のごあいさつ

国においては、平成25年9月に「障害者基本計画」が策定されたところですが、これまで平成15年度に導入されました支援費制度や、平成18年度から障害者自立支援法に基づき実施されております障害福祉サービスの提供、平成25年4月には、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと改正されるなど、これまで障害者保健福祉サービスの充実を目指し、改善が図られてまいりました。

本県でも障害者が安心して暮らせる共生社会づくりを目指した「愛媛県障害者計画」及び「愛媛県障害福祉計画」が策定されております。

本市におきましても、平成18年度から平成20年度まで障害福祉サービスの充実をめざして、「第1期宇和島市障害福祉計画」を策定し、平成20年度には「～安心してうわじまで暮らせる、自立と共生のまちへ～」を基本理念として、「宇和島市障がい者計画」を策定して参りました。

さらに、平成21年度から平成23年度までは、第1期宇和島市障害福祉計画で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行った上で「第2期宇和島市障害福祉計画」を策定いたしました。

しかしながら、その後も目まぐるしい社会状況の変化や高齢化に伴い、障害の重度化や重複化、複雑化などにより、障害のある人を取り巻く環境も大きく変化し、障害者保健福祉施策に対するニーズも複雑・多様化してきた中、障害者保健福祉施策の一層の充実を図るために、平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービスの方向性となる「第3期宇和島市障害福祉計画」を策定してきております。

このような中、このたびは改正されました国の障害基本計画や指針に基づき、「第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

今後におきましても、厳しい財政状況ではございますが、この計画に基づき国や県とも連携を図りながら、「ノーマライゼーション」という基本理念のもと、安心して暮らすことのできるよう福祉のまちづくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後に、障害の有無にかかわらず皆様方が安心して暮らせる社会になりますことを心から祈念申し上げまして、ごあいさつといたします。

平成27年3月
宇和島市長 石橋 寛久

— 目 次 —

第1章 計画策定の概要.....	- 1 -
1 計画策定の背景等.....	- 1 -
2 計画の位置づけ.....	- 3 -
3 計画期間.....	- 4 -
4 計画対象者.....	- 6 -
第2章 計画の基本理念等.....	- 7 -
1 計画の基本理念.....	- 7 -
2 計画の基本方針.....	- 7 -
第3章 計画推進体制の充実.....	- 8 -
1 計画推進にかかる人材の充実.....	- 8 -
2 計画推進にかかるネットワークの構築.....	- 8 -
第4章 障害者計画.....	- 10 -
1 啓発・広報活動、交流・ふれあいの推進.....	- 12 -
2 スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の推進.....	- 15 -
3 障害及び障害者理解の促進、ボランティア活動等の推進.....	- 17 -
4 意思疎通支援の推進.....	- 20 -
5 情報提供の推進（情報アクセシビリティの確保）.....	- 20 -
6 住環境整備の推進.....	- 22 -
7 日常生活環境整備の推進.....	- 25 -
8 教育・療育の推進.....	- 27 -
9 保健・医療の推進.....	- 30 -
10 就労支援の推進.....	- 33 -
11 障害福祉サービス等の推進.....	- 36 -
第5章 障害福祉等の現状.....	- 37 -
障害者等の状況.....	- 37 -
第6章 障害福祉サービス等の充実.....	- 43 -
1 障害福祉サービス等の目標に向けて.....	- 43 -
2 障害福祉サービスの推進.....	- 45 -
第7章 地域生活支援事業の推進.....	- 53 -
1 地域生活支援事業について.....	- 53 -
2 地域生活支援事業見込量について.....	- 61 -
(アンケート調査結果資料)	
調査設問別集計.....	- 62 -
自由意見.....	- 79 -
(巻末資料)	
・宇和島市障害者計画検討委員会・宇和島市障害福祉計画検討委員会名簿	
・各サービスの概要	

第1章 計画策定の概要

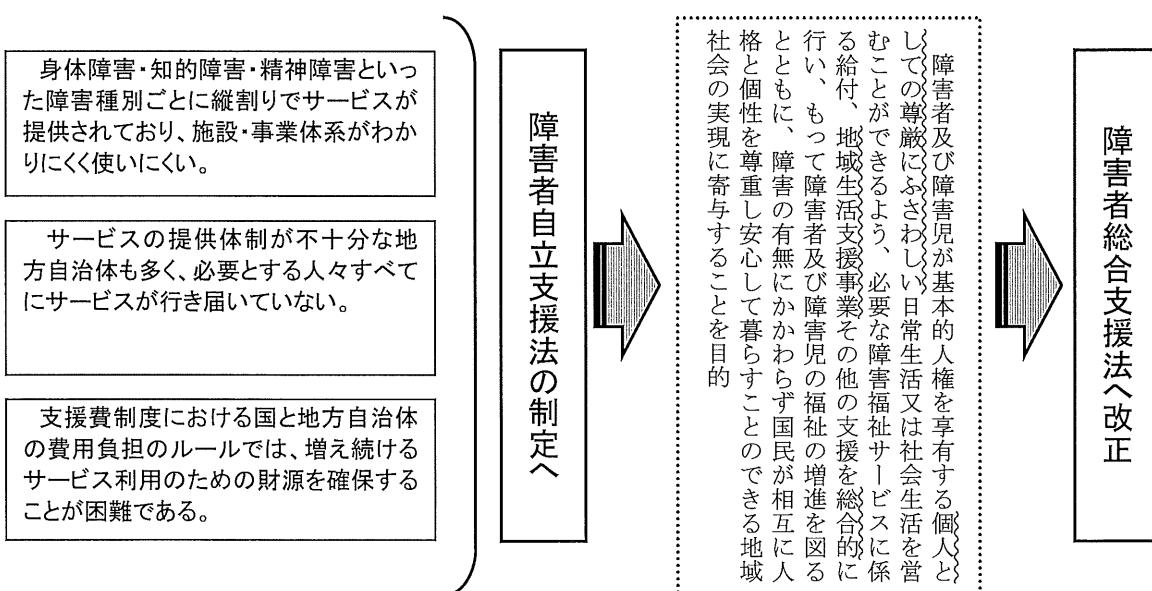
1 計画策定の背景等

（1）計画策定の背景

本市では、近年、高齢化の進行や医療の進歩、社会情勢の変化等により、障害のある人の増加や、障害のある人及びその介護者の高齢化、障害の重症化・重複化等が進行し、家族だけでは介護が困難であることが浮き彫りになってきています。また障害のある人を取り巻く社会状況・環境等についても、情報化や市民の価値観・ライフスタイルの多様化が進んできています。障害のある人自身の意識も変化し、地域における自立した生活や就労、社会参加に対する意欲が、従来以上に高まっています。障害者施策にかかる法制度については、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、支援を必要とする人の定義が広がりました。また、平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた従来の障害者関連サービスが新たな体系へと再編されました。また、平成25年4月には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」とされ、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されるなど、障害者福祉制度の全般的な改革の中で、総合的な福祉法制の制定が進められています。

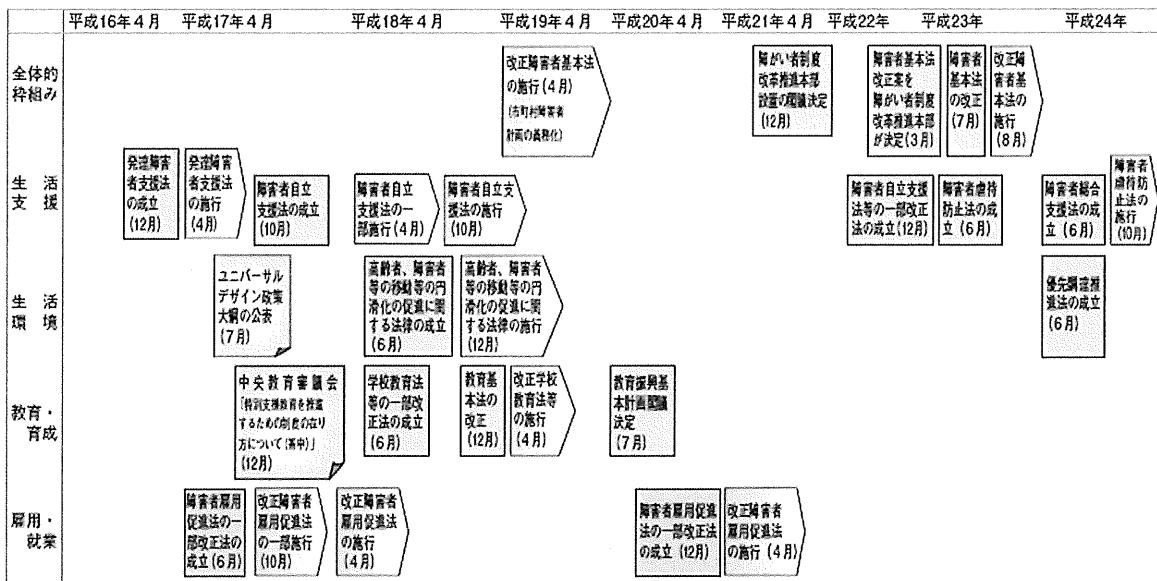
第4期計画である本計画は、第3期計画で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等を振り返り、より障害者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、平成27年度から平成29年度までのサービス提供基盤の推進を図るため策定したものです。

■障害者自立支援法制定から障害者総合支援法への移行の背景



■障害者施策の動向(内閣府 平成25年度版・障害者白書より抜粋。)

図表2-2 障害者施策にかかる主な関連法令の動向



資料：内閣府

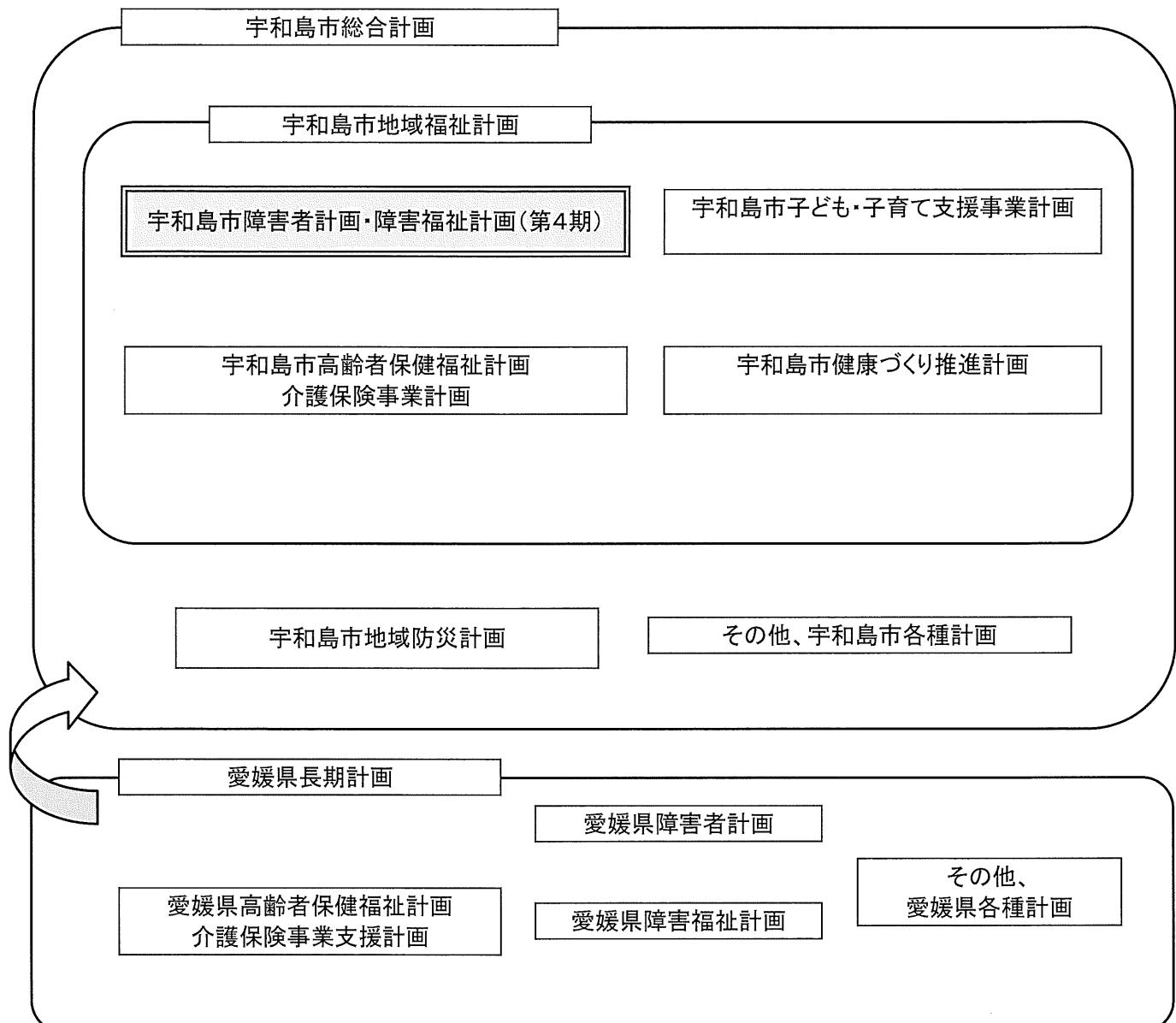
2 計画の位置づけ

（1）計画の法令根拠

宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第4期）は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

（2）関連計画との連携

宇和島市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関連計画との連携を図るほか、宇和島市総合計画との連動を図ります。



3 計画期間

本計画は、宇和島市障害者計画（平成19年～平成23年）、第2期及び第3期宇和島市障害福祉計画の進捗状況等を踏まえ、「宇和島市障害者計画」については、平成27年度から平成32年度の6年間、「宇和島市障害福祉計画（第4期）」については、平成27年度から平成29年度の3年間として施策を定めるものです。

■宇和島市障害福祉計画等の計画期間

計画名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
宇和島市障害者計画 (H19～)												
宇和島市障害福祉計 画(第2期)												
宇和島市障害者計画・ 障害福祉計画(3期)												
宇和島市障害者計画												
宇和島市障害福祉計画 (4期)												

計画策定における連携

愛媛県障害福祉計画においては、障害保健福祉圏域が設定され、それぞれ数値目標を定めた圏域ビジョンが示されています。

宇和島市は、宇和島圏域に属しており、松野町・鬼北町・愛南町など近隣市町との連携を図るとともに、近隣圏域との連携を図っていきます。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市、西条市
今治圏域	今治市、上島町
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

■愛媛県内圏域図



4 計画対象者

宇和島市障害者計画・障害福祉計画が対象とする方は、「ライフステージに応じた障害福祉施策を推進する必要があることから、宇和島市に生活される全住民の方についても対象としています。

宇和島市の人口（男女別／平成26年7月31日現在）

宇和島市の人口ピラミッドを「年齢階層ごと」「男女別」に掲載

男性（人）	年齢（歳）	女性（人）
1	105～	3
7	100～104	48
42	95～99	286
296	90～94	1,040
1,017	85～89	2,242
1,819	80～84	3,029
2,153	75～79	3,131
2,426	70～74	3,214
3,553	65～69	3,746
3,506	60～64	3,653
2,819	55～59	3,018
2,310	50～54	2,485
2,296	45～49	2,383
2,406	40～44	2,428
2,334	35～39	2,264
1,820	30～34	1,694
1,434	25～29	1,391
1,443	20～24	1,397
1,963	15～19	1,875
1,787	10～14	1,702
1,515	5～9	1,414
1,425	0～4	1,265
38,372	人口計 (合計 82,080)	43,708

乳・幼児期

学齢期

青年・壮年期

高齢期

各年齢期で区切られた施策の展開ではなく
全年齢期を対象とした施策の展開へ

第2章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念

本市の障害福祉計画については、第1期計画策定時に基本理念を定め、計画を推進してきています。

本計画においても、この基本理念を引き継いで計画を実施していきます。

うわじま ノーマライゼーションプラン

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らすことのできる社会、自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

なお、宇和島市総合計画においてめざす将来像を「自立・共生・協働のまち」～“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現をめざして～と定めています。自立・共生・協働の理念のもと、障害者の福祉サービスの充実に向けて取り組んでいきます。

2 計画の基本方針

（1）障害福祉サービス等の充実

障害者が自分で国等における障害福祉サービスを選択し、身近な地域で障害福祉サービス等を受けることのできる体制をより充実させていきます。

（2）障害福祉施策の推進

障害者が地域生活のできる体制整備を図り、国等の基本指針に基づき障害福祉施策を推進します。障害福祉施策の推進にあたっては、地域住民や関係機関との協働によるネットワークの形成に取り組み、推進していきます。

（3）差別の禁止、雇用の推進

障害者基本法第4条に定められた、障害を理由とする「差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならない」ことや、改正された障害者雇用促進法に基づく、障害者に対する差別のない安定的な雇用の促進に向けた取り組みについて、地域住民や企業等に対する周知徹底を図りつつ、関係機関等との連係を深めながら推進していきます。

（4）国際的協調

国際的な協調のもとに障害者施策を施行するという観点から、国が推進している障害者権利条約の締結に向けた国内法などの整備に合わせ、国の基本指針等に基づいて必要に応じた取り組みを推進していきます。

第3章 計画推進体制の充実

1 計画推進にかかる人材の充実

宇和島市障害者計画・障害福祉計画にかかる施策の推進のため、障害者にかかる施設等職員の人材の確保・育成を図ります。

また、保健師・精神保健福祉士等、障害福祉施策にかかる市職員の人材の確保・育成を図っていきます。

2 計画推進にかかるネットワークの構築

障害者・福祉事業所・ボランティア・地域住民などを含めた障害者保健福祉の推進体制を整備していきます。

なお、体制構築（ネットワーク）にあたっては、「地域自立支援協議会」等のネットワーク形成をさらに強化していきます。また、地域包括支援センター等との連携も強化し、各障害に対応したサービス等の充実を図るため、協議する場を確保するよう検討していきます。

（1）宇和島市地域自立支援協議会の目的

相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす協議の場として、事業者・雇用・サービス・医療・教育等の関連する分野の関係者が協議を行い、障害者の地域で自立した豊かな暮らしを実現することを目的としています。

（2）宇和島市地域自立支援協議会の機能と取り組み

機能	取り組み
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク
情報機能	困難事例への対応のあり方を情報共有
開発機能	地域の社会資源の開発、改善
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業の活用
教育機能	構成員の資質向上の場として活用

（3）宇和島市地域自立支援協議会の強化・連携

相談支援を適切に実施していくため、宇和島市地域自立支援協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例への対応のあり方等に関する助言・指導の確保を図ります。また、障害種別ごとの相談支援事業者の連携、情報の共有、資質の向上等を図るため、各専門部会等における連携の強化を図ります。

各ライフステージで支援が途切れる事のないように、相談支援の継続・調整を図るため、保健・医療・福祉・教育・労働など関係機関等とのネットワーク体制の整備とコーディネート機能の充実を図ります。

相談支援事業者等との情報共有を密にし、相談支援事業の普及に努めるとともに、個別ケア会議の状況を踏まえ、ケアマネジメントにより利用者本位のニーズに対応できるサービスの提供を図ります。

